

FAQ よくあるご質問と回答
 中小企業海外展開支援事業～基礎調査～及び～案件化調査～

項目	No	Q	A
本事業全般について			
全体	1	JICA 以外の公的機関の中小企業支援制度と重複して応募可能か？	応募可能ですが、目的によって制度は異なりますので、事業内容に適した制度への応募をご検討ください。ただし、他機関・団体の事業補助金等と対象地域や内容が重複する提案は本事業の対象外となりますのでご注意ください。また、すでに他機関の支援を得ている場合は、業務従事者の従事期間・内容が本事業と重複していないことを確認させて頂く場合があります。
全体	2	基礎調査及び案件化調査では、事業実施に必要な承認を、JICA が相手国政府から取得する手続きを行うのか？	基礎調査及び案件化調査の実施にあたっては、原則として現地政府からの要請は不要です。従って、事業実施に必要な承認を相手国政府から取得する手続きも不要です。ただし、海外事業実施に必要な許認可は提案法人が取得する必要があります。
全体	3	「試用」「紹介」「実証」「パイロット調査」の違いは何か？	試用とは、製品・技術をユーザーまたはその候補者に試してもらうことを指します。 紹介とは、製品・技術をユーザーまたはその候補者に説明・紹介すること（セミナー開催等）を指します。 実証とは、現地で製品・技術を設置・稼働させて主に技術面を検証することを指します。 パイロット調査とは、実事業化へのステップとして小規模なレベルでの試験的操業を行うことを指します。 案件化調査の主目的は「試用」及び「紹介」ですが、実証活動の実施を妨げるものではありません。
全体	4	JICA から海外のコンサルタントを紹介してもらうことは可能か。	JICA は外部人材の直接の紹介はしませんので、自社にて対応ください。 国内のコンサルタント等の紹介については、JICA が一般財団法人日本国際協力センター（JICE）に委託して中小企業とコンサルタントとのマッチング窓口を設けていますので、 http://www.consul-matching.org/ を参照ください。
全体	5	JICA から相手国政府機関やビジネスパートナー、現地の団体等を紹介してもらうことは可能か。	JICA は相手国政府機関やビジネスパートナー、現地の団体等とのマッチングは行っていません。原則、情報収集は自社でお願いいたします。
全体	6	報告書について、過去の報告書は閲覧可能か？	以下のページからご確認いただけます。 http://www.jica.go.jp/sme_support/case/index.html また、他の ODA 事業における報告書も JICA 図書館等で閲覧可能です。
全体	7	本事業の委託契約において、契約主体は誰になるか？	提案法人（中小企業等）となります。当機構（JICA）と提案法人の間で業務委託契約を締結します。提案法人が共同企業体を結成している場合には、共同企業体を構成する複数の企業と当機構で契約を締結します。

全体	8	調査期間中のビザ、就労許可証はどのようなものが必要か。	調査期間中に必要なビザについては、提案法人にて旅行代理店等を通じて、必要なビザを確認ください。
資格要件・提案要件			
資格要件	9	過去に応募した内容で再度応募することは可能か。また、その際審査にどのような影響があるのか。	再度応募いただくことは可能です。今回提案いただく企画書をもとに審査が行われるため、過去の提案の内容や審査結果にさかのぼって審査の材料とすることはありません。
金額	10	見積金額の総額が限度額(*)を超えた場合は、審査の対象外となるか？ (*) 基礎調査は 850 万円、案件化調査は 3,000 万円または 5,000 万円	対象外となります。消費税を含め 1 件あたり上限金額内としてください。
金額	11	【案件化調査のみ】 上限額 3,000 万円と 5,000 万円の違いは何か？	原則として 3,000 万円が上限となります。機材の別送を必要とし、対象国における製品の活用可能性を検討する試用を行う場合は 5,000 万円を上限とすることが可能です。
提案者	12	経営状況の厳しい中小企業でも、受注可能か？	提案事業の内容に加え、安定的な事業実施体制の観点から、最近の企業としての業績等も勘案して選考します。
提案者	13	これまで 1 年以上の活動実績があったが、業態を再編したため登記して 1 年を経っていないが、参加資格は付与されないのか？	登記簿上の会社成立年月日から企画書提出締切日まで 1 年未満の企業は参加できません。
提案者	14	提案製品の販売実績が無くても、応募は可能か？	可能ですが、審査の過程において、国内もしくは海外での販売実績がある方が、基礎調査/案件化調査及び事業実施後のビジネス展開における成功の可能性がより高いと評価されます。
提案者	15	信用調査の実施について、どのような意図で実施するのか？	本事業は公費による事業ですので、募集要項にあるとおり基礎的な信用能力等の確認のために必要に応じ外部の調査機関に委託し調査させていただきます。
提案者	16	中小企業団体のうち、なぜ 5 団体 (*) のみが対象となったのか？ (*) 事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、及び商工組合	本事業の主旨に照らし、共済や金融といった事業を行っている団体（信用協同組合）や、個別の中小企業を構成員としない団体（協同組合連合会、商工組合連合会）、法人格を持たない任意グループ（有限責任事業組合）は対象としないこととしたためです。
提案者	17	提案法人が中小企業団体の場合、その構成員に中小企業団体の構成員の大企業を含めることは可能か？	可能です。ただし、提案の調査や事業を行う際の業務主任者は、中小企業団体を構成する何れかの中小企業の役員、又は従業員である必要があります。
提案者	18	中小企業団体に対し、設立年数で応募制限を設けているのはなぜか？	中小企業についても応募締め切り時点で同様の制限を設けているためです。

提案者	19	採択・契約後、中小企業団体の構成員の変更があった場合は、どのように取り扱われるのか？	中小企業団体の構成員に変更があった場合は、業務従事者の所属企業が新たに団体の構成員になった場合や団体を脱退する場合に限り JICA にご連絡ください。個別に扱いを判断します。
提案者	20	採択・契約後に、中小企業団体が解散する場合は、どのように取り扱われるのか？	原則として採択取り消し、又は、契約の解除、事業費の返納等を求めます。ただし、業務主任者の所属先である企業が独自に事業を継続することを希望する場合には、継続（契約先の変更）を検討します。この際、他の中小企業と共同企業体を構成して継続することも可とします。あるいは、当該団体が解散後に中小企業あるいは他の中小企業団体となる場合は、案件化調査の対象とする中小企業あるいは中小企業団体の定義に合致する場合において、契約先を変更することで事業を継続することも可とします。
提案者	21	採択・契約後に、募集要項に定められている参加要件資格を満たさなくなる場合は、どのように取り扱われるのか？	原則として契約前においては採択の取り消し、契約中においては契約の解除、事業費の返納等を求めることとなりますので、調査実施期間中にこれら要件を満たさなくなる見込みがある場合は、本事業への参加をご遠慮願います。
提案者	22	団体の信用能力等はどのように確認するのか？	個別企業同様に信用調査会社による調査を行います。
提案内容	23	提案事業で扱う製品に他社や大企業の製品・技術等が含まれていてもよいか？	提案企業のノウハウ等により大企業や他社の製品・技術等を活用する提案であっても、事業実施国の開発ニーズに合致するのであれば提案可能です。
重複応募	24	複数国を対象国として応募することは可能か？	原則として 1 か国を対象国として選定ください。複数国を対象国とする場合は、理由を企画書内に記載ください。
事業分野	25	1 つの提案にあたり複数の対象分野を選択してよいのか。	複数の対象分野にかかる提案であっても、主となる対象分野 1 つを選択ください。
重複応募	26	【案件化調査のみ】 既に基礎調査を実施中だが、案件化調査に応募することは可能か？	提案企業（共同企業体の場合その代表企業）が基礎調査を実施中の場合でも、案件化調査への応募は可能ですが、両事業の契約期間が重なることは認められませんのでご留意願います。（案件化調査採択後、当該法人が基礎調査実施中であった場合、同基礎調査の契約履行期限を迎えてから案件化調査の契約とします。）ただし、両事業間の対象国、提案製品・技術が異なる等、両事業の連続性が確認されない場合はこの限りではございません。

重複応募	27	同時期に募集される他の JICA 事業に同様の事業を重複して提案することは可能か？	提案法人（共同企業体を構成する場合は代表法人）は、最も親和性の高い一つのスキームに応募をすることとし、同応募の採択通知受領まで他スキーム（*）に応募することはできません。重複応募が確認された場合は、いずれの提案も無効となります。 （*）他スキームとは以下を指します。 ・基礎調査 ・案件化調査 ・普及・実証事業 ・協力準備調査（BOP ビジネス連携促進） ・民間技術普及促進事業
提出書類・企画書等			
企画書	28	企画書にて、フォーマット以外で必要と判断される資料（地図、写真等）を提出した場合は、どのように取り扱われるか？	審査の公平を期すため、審査委員には企画書及び別添 1～4 のみを配布し、その他の資料は配布しません。地図、写真等の提示が必要な場合は、企画書本文の制限内で記載いただく必要があります。
企画書	29	地元経済・地域活性化への貢献とはどのようなものか？企業本社所在地の地方が対象となるのか？ また、今回の提案事業の後のビジネス活動も含めた貢献を記載することは可能か？	必ずしも企業の所在地に関係なく、提案事業を実施した際に想定される日本における貢献（提案企業の雇用創出/新規事業開拓、事業提案者が属する産業集積（クラスター）の活性化、地方自治体との連携強化等につながるか）を記載願います。 例えば、本社とは異なる地方にある都道府県の工場等で提案製品・技術を生産することにより、雇用増大や対象地域の経済振興の活性化につながるといったようなことも記載頂いて結構です。 また、提案事業の後に展開するビジネス活動もその旨明記して含めていただいても結構です。
提出書類	30	会社設立後 2 年を経っていないため、財務諸表が 2 年分提出できないが、1 年分の提出で問題ないか？	過去 1 年の財務諸表に加えて、監査人等の承認を得ていないものでも結構ですので、現時点での財務諸表を作成の上、提出願います。
提出書類	31	「財務諸表」として提出すべき書類は何か？	各社名の記載のある貸借対照表、損益計算書とし、作成している場合はキャッシュフロー計算書も提出願います。
提出書類	32	今回の基礎調査及び案件化調査において必要な資格の種類は、全省庁統一資格であれ、JICA 用の資格審査申請であれ「役務の提供等」ということで問題ないか？	全省庁統一資格、JICA 用の資格審査申請ともに、資格の種類及び等級は問いません。
提出書類	33	共同企業体を結成する場合、代表会社のみが関心表明書を提出すればよいのか。それとも構成会社すべてが連名もしくは個別に表明書を提出すべきなのか？	構成会社全てについて連名でご提出ください。その際、「提案予定の事業の概要」にて、共同企業体での提案を予定している旨と共同企業体の構成会社全社の社名を記載ください。

関心表明	34	関心表明 web 登録フォームに関し、外部人材が大学の先生である場合、同フォームの「コンサルタント等外部人材担当者」欄の「代表者名」の項目は学長または学部長となるのか？また、小規模企業においては代表者と担当者が同一となるケースもみられるが、その場合はどのように記載するのか？	大学に関しては、「代表者名」の項目に大学を代表する方を記載し、「担当者名」の項目に大学の先生をご記載ください。 小規模企業における「代表者名」と「担当者名」に関しては、実態に応じてご記載ください。
調査実施国・調査実施国政府関係機関関連			
調査実施国政府関係機関	35	【案件化調査のみ】 ODA 案件化で想定される相手国実施機関は、政府系機関でなく民間企業でもよいのか？	公的機関もしくは公的機関に準ずる機関(例：国営企業、国立病院、国立大学・研究機関、地方自治体等)に限定しております。ただし、国営企業の場合、民営化されることが決まっている場合等は、対象外とする場合があります。
調査内容（分野、調査期間・実施体制・人材配置等）			
分野	36	調査対象分野の原則となっている9分野に入らない分野での提案は出来るか？	応募を妨げるものではありませんが、審査に当たっては調査実施国の開発課題との整合性を重視します。企画書等の区分は「その他」を選択してください。
業務従事者	37	採択から契約までの間、あるいは事業実施中に業務従事者を交えることはできるのか？	業務従事者の変更はやむを得ない事情がある場合に、同等以上の経験・ノウハウを持っている方を交代要員として認められる場合は、変更可能です。 但し、業務主任者とチーフアドバイザーは、事業実施に影響を与えない程度の「日数の減少」等は認められますが、原則として交代は認められません（業務主任者の変更となる場合は契約書の修正が必要となります）。
業務従事者	38	コンサルタント業務も行っている中小企業なので、外部人材を活用せず、単独で応募する予定だが、他案件でコンサルタントが支援するような現地調査支援や報告書作成業務にかかる人員の費用は外部人材活用費として計上可能か？	事業提案者及び関連会社（親会社又は子会社等）の社員を外部人材として計上することはできません。
業務従事者	39	主たる提案者である中小企業に所属する業務従事者の人件費を計上することは可能か？	不可です。直接人件費を計上できるのは、募集要項に定義する外部人材にあたる業務従事者のみとなります。
業務従事者	40	業務従事者の構成に関し、現地駐在員事務所の社員をメンバーに加えたいと考えているが、現地駐在員事務所の社員も業務従事者として含んでも問題ないか。	問題ありません。

業務従事者（外部人材）	41	提案内容の中心の製品は、A社の製品となる。この場合、A社社員は外部人材として参画させることは可能か？	提案内容に企業 A 社の製品が含まれている場合、A 社に所属する人材は外部人材として参画は出来ず、補強となります。
業務従事者（外部人材）	42	A 社、B 社、C 社で出資した中小企業 X 社が事業提案者となる場合、A 社の人材を外部人材とすることは可能か？	A 社の人材が X 社の役員・社員である場合、または、A 社が X 社と親子会社等の関連法人と認められる場合は、A 社人材は外部人材とは認められず補強となります。関連法人か否かは、支配関係等を基に個別に判断します。
業務従事者（外部人材）	43	事業提案者もしくは共同企業体構成員に非常勤として勤務する者、または事業提案者もしくは共同企業体構成員に派遣されている派遣労働者は直接人件費の対象となるか？	<p>非常勤として勤務する者については、以下のとおり、個別に判断します。派遣労働者は、直接人件費の対象となりません。</p> <p>1 非常勤として勤務する者 直接人件費の対象は、本調査業務の業務従事者であることが必要です。業務従事者であるためには、事業提案者若しくは共同企業体にあつてはその構成員が雇用する者又は役員であること、或いは補強団員であることが必要となります。雇用する者及び役員であることとは原則として以下の通りです。</p> <p>（1）雇用する者であるための条件 事業提案者又は共同企業体構成員（以下「事業提案者等」）が雇用保険を付保している者又は雇用保険法第 6 条の規定により雇用保険法の適用を受けない者にあつては、事業提案者等から生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている者。</p> <p>（2）役員であるための条件 事業提案者等の登記簿に役員として登記されていること。</p> <p>2 派遣労働者 派遣労働者は、事業提案者もしくは共同企業体構成員に雇用されている者ではありませんので、業務従事者とならず、直接人件費の対象となりません。補強団員は、事業提案者又は共同企業体構成員が有していない高度な知見・能力を持つ人材を活用するための要員であり、派遣労働者が補強団員となることも想定していません。派遣労働者が業務従事者を補助する場合には、同労働者の費用は「その他原価」にて支弁されることとなります。</p>
業務従事者（外部人材）	44	提案法人の顧問の弁護士等を外部人材として活用することは可能か？	<p>貴社における事業全般に関して携わっておられる弁護士にその業務の一環として本調査についてもアドバイスを受ける場合、企業の一般業務と切り離しが困難なため外部人材には該当しません。</p> <p>ただし、本調査内の業務と他の業務との切り分けが明確にできるようであれば、弁護士や公認会計士、中小企業診断士等を外部人材として活用可能です。</p>

業務従事者（外部人材）	45	コンサルタント等の外部人材を活用したいと思うが、JICA に紹介してもらうことは可能か？	「中小企業とコンサルタント等マッチング窓口」をご活用ください。 http://www.consul-matching.org/
業務従事者（外部人材）	46	外部人材の活用において、コンサルティング会社の活用は必須か？活用しない場合、企業のみで応募する際の留意点は何か？	外部人材（コンサルタント）の活用は必須ではありませんが強く推奨しています。調査を実施するに当たって、外部（コンサルタント）の知見を必要とする場合に参画いただくことも可能です。企業のみで応募する際は、企画書作成にあたり記載すべき事項がもれなく記載できているか等をご注意ください。
業務従事者（外部人材）	47	補強の取り扱いについて、製品の開発に携わる大学職員の場合はどうなるか。	現時点では提案企業と大学との関係性について不明であるため、契約交渉において取り決めることとなります。大学、大学職員と開発された製品の関係について企画書にご記載ください。
現地法人	48	提案調査実施中に現地法人を設立することは可能か？	調査実施中の現地法人の設立は妨げません。
現地法人	49	応募の時点で現地法人を有している必要があるか？	ご提案時に現地法人を有している必要はありませんが、国によっては、試験的なビジネス活動に現地民間法人としての登記が必須である場合があるため、事前に確認願います。
調査内容	50	仮に契約期間中に当初の想定よりも早く事業化のめどが立った場合、調査期間中であっても、現地に工場を建設し、生産を開始するという経営判断がなされることが考えられるが、その際、本調査と事業化を並行して進めることについて何らかの制約はあるか。	特に制約はございませんが、事業化が予定より早く進んだ場合でも JICA との契約で取り極めた業務委託内容の実施および報告書の作成は行っていただく必要がありますので、そうした見通しがでてきた場合には早めに JICA にご相談ください。
成果品	51	（報告書について）公開が必要なのは業務完了報告書（最終成果品）のみか。	公開が必要な成果品は業務完了報告書のみです。ただし、当該ビジネスの商業上の秘密に該当し、報告書の公開が提案法人に対して損害をもたらすと判断される場合は、契約先法人と協議した上で、最大で10年間非公表とすることを検討します。また、公開制限期間については、提案法人と必要期間を協議の上、法令及び JICA の文書管理規程に従って個別に検討いたします。
本邦受入	52	【案件化調査のみ】 本邦受入活動費は、現地への技術移転を検討する現地民間企業の人材は受入対象となるか？	本邦受入活動の対象は、原則、調査対象国政府関係機関の人材です。 民間企業所属の人材については、JICA にてその必要性、受入れる人材・人数の妥当性が確認された上で、調査対象国政府関係機関からの了解を前提に、受入対象とすることが可能です。その場合の民間企業所属の人材にかかる本邦受入活動費は計上可能です。

本邦受入	53	【案件化調査のみ】 本邦受入活動として受け入れる人数に上限はあるのか？また、経費対象となる費用は何か？	上限は特に設けておりませんが、受け入れる人材、人数が妥当なのか分かるよう企画書に記載願います。経費対象は航空賃及び本邦受入活動業務費になります。また、受入の3か月前までに内容について先方機関の理解を得た上で、所定の手続きにより本邦受入活動参加候補者を先方機関が選出する必要があります。
本邦受入	54	【案件化調査のみ】 本邦受入活動を実施する際に、応募時にすでに受け入れ先等を詳細に決定する必要があるか？	必要ありませんが、受入の3か月前までに内容について先方機関の理解を得た上で、所定の手続きにより本邦受入活動参加候補者を先方機関が選出する必要があります。
製品	55	【案件化調査のみ】 調査で現地に輸送した機材を調査終了後調査地に残しておくことは可能か？	輸送した機材は調査後本邦に持ち帰ることが原則となります。
製品	56	【案件化調査のみ】 案件化調査で機材のデモを行なった場合に、その機材の所有権はどこになるのか？	機材費に関しては提案法人の負担ですので、第三者に譲渡しない限り所有権は提案法人となります。
契約・支払関連			
契約交渉	57	契約書は事業計画を基に、交渉により決定するのか？	契約書本文は募集時に配布したものを使用します。契約書の附属書II「特記仕様書」については企画書の内容等を基に契約交渉で記載内容を協議させていただきます。なお、提案金額が調査内容と比較し、妥当性があることも契約交渉で確認させていただきます。
前払保証	58	前払の申請について、銀行との調整が必要と説明されたが、銀行が発行する保証書以外に、有効な書類があるか？	銀行以外でも信用金庫・組合が発行する保証書も可能です。業種によっては、建設業信用保証株式会社が発行する保証書も可能となります。
支払	59	部分払いの回数には一定のルールがあるのか？	部分払は業務の成果品に対して支払いするものであり、履行期間によって設定される進捗報告書（成果品）の提出回数によります。また、部分払いの有無と回数は契約書に記載することになります。
契約期間	60	契約よりも早く調査が終了した場合は契約終了日を早めることができるのか？	計画よりもスムーズに調査が進んだ場合は、契約終了日より早く終了いただく事は可能です。ただ、途上国での事業は機材を送るだけでも関税で時間が取られたり、先方政府とのやり取りの中で計画よりも時間がかかっているのが実状です。

経理関連（予算・見積り等）			
見積り	61	国内では調達が可能で、海外でのみ調達可能なものを見積はどのように扱うべきか？	企画書提出までに見積書を取得していただくのが望ましいですが、困難な場合には概算額で計上してください。契約交渉中に、現地から見積書を取得してください。
見積り	62	航空賃の内訳に関して、見積書をどのように記載すればよいか？時期によって航空賃が異なる場合はどのように記載すればよいか？	「見積金額内訳書及び明細」をご参考ください。また、季節・時期によって異なる金額について、実際に渡航を予定する時期を見越した現実的な金額を想定してご記載ください。
見積り	63	関税の正確な金額がわからない場合、見積書にはいくらく記入すべきか？	先方政府 HP や輸送会社等から情報を入手し概算額を記載してください。また、関税だけでなく、付加価値税等必要な税金も計上してください。
見積り	64	外部人材の格付は、経験年数および業務内容から提案者が決定するのか、もしくは JICA 側が決定するのか？仮に JICA が決定する場合は、どのような情報から判断するのか？	企画書（含む見積書）作成時は提案者の判断で格付・基準月額を判断願います。提案者が採択に至った場合、契約交渉にてガイドラインに示された業務内容・経験年数をもとに JICA 側で妥当性を確認します。
見積り	65	個人の外部人材の場合、人件費精算時の証拠書類は何を提出すれば良いのか？個人の確定申告書類も必要となるのか？	外部人材の人件費の精算には、提案企業との契約書写し、提案企業から当該個人（外部人材）への人件費支払の証憑（領収書）をもって精算を行います。確定申告書は必要ありません。
見積り	66	現地の日系企業や現地コンサルタントを活用する予定である。この場合、①直接人件費（外部人材）なのか、②現地傭人費なのか、若しくは③現地再委託費になるのか？	<p>ご想定の利用を契約にどのように入れ込んで頂くのが適当であるかは、ご提案事業内容や関係性等にて契約交渉等で個別に確認させて頂くこととなります。一般的には、以下が相違点となりますので、適切と思われる経費で計上ください。</p> <p>①直接人件費は提案企業の持たない技術・知見を有する人材が本事業に不可欠である際に外部人材として活用する際に積算対象となります。なお、本邦で調達される機材や製品を生産あるいは販売する企業の社員等を外部人材として含めることはできません。</p> <p>②現地傭人費は通訳や機材操作技術者、事務作業スタッフ等現地で業務の実施を支援する専任の人員が積算の対象となります。</p> <p>③現地再委託費は外部リソースに委託することが必要かつ適当な業務であり、成果品を設定して実施する契約形態に基づく業務が積算の対象となります。例としては測量、図面作成、水質検査等が想定されます。</p>

見積り	67	企画書提出時の見積り金額の総額を上限として契約交渉が行われますが、費用項目の見積り金額の上限も企画書提出時の金額となるのでしょうか（最新見積り取得により金額変更があった場合に、総額を超過しなければ項目間の調整が可能でしょうか）？	企画書提出時の見積り金額の総額を上限とするのみで、費用項目ごとの見積り金額の上限はありません。総額を超過しなければ費用項目間の調整が可能です。企画書提出時よりも大幅に変更する場合には契約交渉時に理由を確認させていただきます。
見積書	68	現地業務費が書ききれない場合は、別紙を付けるのか？もしくは行を追加しても良いのか？	必要に応じ、エクセルの行を追加してください。
見積書	69	現地で見積を取る際の言語の指定はあるのか？また、現地通貨との換算レートはどれを使えば良いのか？	言語は英語でも問題ありませんが、その他の言語の場合は補記で記載内容の説明をお願いします。換算レートは JICA の HP 上に月次レートが掲載されているので、企画書を作成される月のレートで換算ください。
予算	70	契約額に対する直接経費割合の上限などはあるか？	割合についての制限は設けていません。調査内容や対象国によって構成比は変わると想定され、調査の目的と合致した積算となっているか否かについては、審査の段階で確認します。なお、本調査は、提案企業が自ら行う調査に要した経費の一部を国や公共団体が補助する補助金制度とは性格が異なるため、提案企業の技術に対する相手国政府関係者による理解を深めるために必要な諸活動に係る費用が、上限金額の範囲でバランスよく計上されていることが望まれます。
計上可否	71	経路番号の定義は？また、内国旅費は、例えば仙台→東京（成田）→海外の場合、仙台→東京は内国旅費として計上可能か。	提案企業や外部人材の業務従事者が現地に渡航する際に合理的かつ経済的な経路を記載いただきます。提案企業の所在地・居住地と外部人材の所在地・居住地とが異なる場合には、経路が複数考えられますので、その場合には経路毎に番号を振って記載します。仙台-東京間は新幹線で移動するのが通常なので内国旅費として計上ください。
計上可否	72	公的支援機関等（国、地方自治体のほか、中小企業等への支援機関を含む）において「業務（相談所等における常設の相談業務やアドバイス業務等）」を行っている民間の専門家等が本事業に参加する場合、直接人件費として計上することは可能か？	当該専門家等は、当該業務に係る職務専念義務を課せられていることが一般的ですが、所属先機関の規程や契約形態等によっては、事業に参加することが可能な場合もあります。このため、提案法人の責任において、当該専門家等の本事業への参加及び費用（人件費や旅費）の負担について、所属先機関と協議のうえ、事業に参加することが問題ないことを明示的に確認いただくことが必要です。これらによって問題ないことが確認された場合、募集要項に提示する標準月額を上限として直接人件費を計上いただくことは可能です。
計上可否	73	現地での接待交際費は経費として認められるか？	認められません。なお、国によっては、公務員等を接待すると、法律で罰せられる場合もあり得ますので、注意が必要です。また、日本の不正競争防止法においても、外国公務員等に対する利益の供与は幅広く処罰の対象となり得ます。
計上可否	74	通訳に係る費用は計上可能か？	「現地傭人費」として認められます。

計上可否	75	機材の据付に係る経費は計上可能か？	機材据付に係る経費は計上できません。
計上可否	76	事業費として計上できない項目（管理費で対応すべき項目）にはどういったものがあるか？	以下については、原則として管理費にて対応ください。 なお、これら以外でも管理費にて対応頂く場合もあります。 ・事業対象地（事業サイト）でセミナー・セレモニー開催時の会場費 ・資機材の稼働に必要な電気・水道料金等 ・JICA に提出する報告書等の印刷・製本費
計上可否	77	渡航の際の予防接種、携帯やPC等の機器関係、通信費についても経費として認められるか？認められる場合、所定の見積金額内訳書のどこに記載すべきか？	費目としてないため、必要な経費は管理費での対応となります。ただし、管理費については、所定の見積金額内訳書に内訳を記載する必要はありません。（以前は必要経費全ての証憑取付を必要としていましたが簡素化がなされ、費目がない必要経費は証憑書類の取付不要とした、管理費を設定し、その中で対応していただくことと整理された経緯によるものです。）
事業提案者の不正行為防止について			
不正腐敗情報相談窓口	78	不正通報は外務省など政府関係部局と情報共有しているのか？	不正腐敗に該当しうる事案については、外務省と適切な形で情報共有することとしています。通報者保護を前提としています。
不正腐敗情報相談窓口	79	大使館に情報が寄せられるとJICAにも情報提供されるのか？	大使館と適切に情報共有しています。
コンプライアンスプログラム	80	措置期間終了時に提出が求められるコンプライアンス・プログラムとは具体的にはどのような内容なのか？措置期間満了までに一定水準のコンプライアンス・プログラムが提出できない場合の取扱はどうなるのか？	「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」において、企業に求められる取組として記載されている項目を中心として、コンプライアンス・プログラムを作成することを想定している。具体的には、以下の項目を想定しています。 ① 不正腐敗防止に関する各国法制度への対応 ② 不正腐敗防止に向けた経営陣の姿勢 ③ 不正腐敗防止のための体制 ④ リスク評価 ⑤ 役職員に対する研修 ⑥ 社内規則等の整備 ⑦ 共同企業体の構成員に対する適性評価 ⑧ 不正腐敗事案が発生した場合の対応 ⑨ 通報者保護への対応 ⑩ 内部統制体制の構築 措置期間終了までにコンプライアンス・プログラムが提出できない場合には、プログラムが提出されるまで、当該措置対象企業が、JICA との直接の契約又は JICA の資金協力による案件の受注は認めない扱いが継続します。
違約金	81	コンプライアンス・プログラムに係る違約金の導入時期はいつか？	2015年4月1日以降に公示する契約から適用します。そのため、本事業は外国公務員に対する贈賄に係る違約金の適用外となります。